平成２１年（フ）第７０５号
石川県かほく市七窪ヘ122番地８
債務者　鞍田　涼子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２号
石川県かほく市七窪ヘ122番地８
債務者　鞍田　哲雄
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２２０２号
京都市南区吉祥院中河原里北町16番地　中河原荘１階５号室
債務者　大手　則秀
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２２２号
京都市伏見区深草西浦町６丁目28番地１　永幸荘206号
債務者　福井みゆき
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２６５号
京都府八幡市男山石城１番地　Ｂ42―502
債務者　中村　信幸
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３８４号
京都市山科区大宅五反畑町50番地　レオパレス大宅203号
債務者　岡本　隆司
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０９号
京都市左京区聖護院山王町９番地　ハイム西川301
債務者　今井　真紀
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４２２号
兵庫県姫路市広畑区東新町２丁目46番地
債務者　前田亜希子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５７０号
兵庫県姫路市北平野２丁目18番125号しらさぎメモリアル208号
債務者　大杉　憲生
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７２０号
兵庫県加古郡播磨町東本荘２丁目９番17号マンションわかば１―Ｃ、従前の住所神戸市北区有野台５丁目１番Ｂ25棟502号
債務者　森本　史朗
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８４０号
兵庫県加古川市加古川町河原109番地の１辻文化荘８号
債務者　山崎　廣久
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２２号
兵庫県加古郡播磨町古宮318番地の５
債務者　小川　政一
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２６号
兵庫県加古郡播磨町本荘２丁目８番20号
債務者　平郡千恵子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４３号
兵庫県姫路市夢前町菅生澗1507番地６
債務者　清水　俊典
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１９５０号
広島市南区旭１丁目15番10―202号
債務者　伊井　元春
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０２２号
広島市南区大須賀町17番５―802号
債務者　佐々木美保（旧姓才田）
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２２１号
広島市東区牛田新町４丁目４番20―705号
債務者　鹿川　庸嗣
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
広島地方裁判所民事第４部